

◆施設見学会のお知らせ（土曜日）

柳泉園組合では昨年7月から10月まで、新炉建設工事のため施設見学を中止しておりましたが、その後再開しております。今までは平日の見学のみ受付けておりましたが、市民の皆様のご要望にお応えして、このたび年2回の予定で土曜施設見学会を実施することになりました。今回は次のように実施いたしますので、ご家族やグループでお誘いあわせの上、ふるってご参加ください。

見学場所	柳泉園組合のごみ処理施設（通称・柳泉園クリーンポート）及び不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター等
実施期日	平成13年6月9日（土） 1回目 午前10時～正午 2回目 午後2時～4時
募集人数	午前50名 午後50名（先着順）
集合場所	柳泉園組合管理棟1階ホール
申込み方法	広報担当へ5月末日までに電話でお申し込みください。 ☎0424-70-1546（直通）

◆柳泉園クリーンポートの紹介ビデオテープを貸出しします

ご希望の方は柳泉園組合にお申し込みください。無料貸出しいたします。（上映時間：約13分）詳しくは広報担当まで。☎0424-70-1546（直通）

◆柳泉園組合の福祉施設の充実について

柳泉園組合は、ごみ処理施設やし尿処理施設のほかに、住民の福祉の増進に関する施設として、室内（温水）プール、サウナ風呂、トレーニング室、会議室、野球場、テニスコートがあり、皆様にご利用いただいておりますが、福祉施設の充実をはかるため、ごみ焼却の余熱を利用した多様な機能を持つ入浴施設等を、屋外プールの跡地に建設する予定で計画を進めております。

施設ご利用に関するお問い合わせは、施設管理課まで。☎0424-73-3121

◆家電リサイクル法の対象となる4品目について

使用済み家電製品を再び商品や資源として活用する特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が平成13年4月1日から施行されます。この法律が施行されると、消費者がリサイクルに係る費用を負担し、小売店が対象品の運搬を行い、製造業者がリサイクルを行うこととなるため、この法律で指定されたテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品目については、柳泉園組合で処理することができなくなります。

したがって処理したいテレビ等の4品目がある場合は、小売店又は居住している市の清掃担当課にお問い合わせください。なお、組合へのお問い合わせは、資源推進課まで。☎0424-70-1549（直通）

◆柳泉園組合40年史を刊行しました

組合では40年史を1月に刊行しました。居住している市の図書館において閲覧ができます。

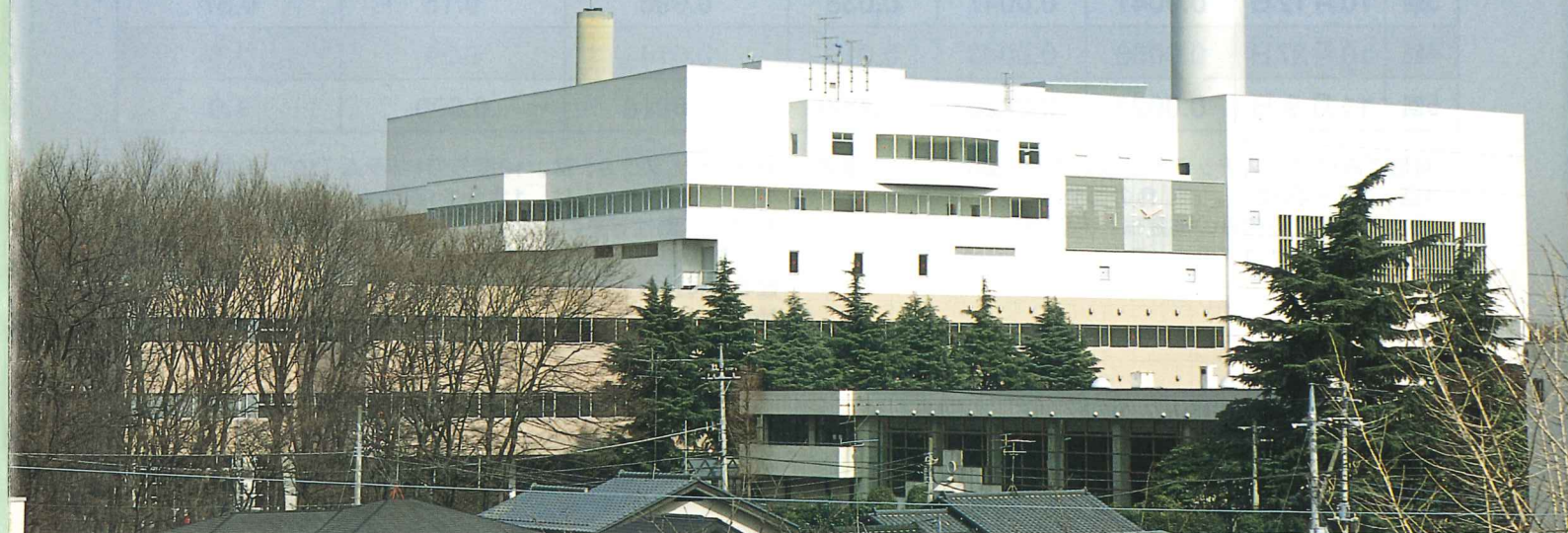
柳泉園クリーンポートは厚生年金積立金還元融資施設です

柳泉園組合

2001.3 発行
〒203-0043
東久留米市下里4-3-10
☎ 0424(70)1555(代表)
☎ 0424(70)1559
ホームページ <http://www.ryusen.or.jp>
E-mailアドレス info@ryusen.or.jp



りゅうせんえんニュース



（柳泉園クリーンポート）

柳泉園クリーンポート “3炉完成”

柳泉園クリーンポート3炉が完成し、平成12年11月から本格稼働を始めました。4カ月の試験稼働期間から今日まで、ダイオキシン類測定をはじめ、いろいろな性能検査を実施してまいりました。その結果、環境への負荷の面で、全く安全な焼却施設だと確認できました。

とくにダイオキシン類につきましては、5回にわたって念入りに調査しました。5回のうち2回は、可燃ごみとして収集したごみをそのまま焼却して測定しました（ご承知かと思いますが、可燃ごみのなかには平均で13%前後のプラスチックがふくまれています）。残りの3回では、不燃ごみとして収集したプラスチックを普通の可燃ごみに加えて焼却し、それで測定しました。

その結果、排出ガス中のダイオキシン類は、最高値が0.038ナノグラム（1ナノグラムは10億分の1グラム）で最低値は0.0023ナノグラムでしたから、排出基準の0.1ナノグラムをはるかに下回りました。したがって、新しいクリーンポートでプラスチックを焼却することには、ことダイオキシン類に関するかぎり、何ら問題ないと判断できます。

もちろん、実際に焼却するかどうかにつきましては、柳泉園組合を構成する清瀬、東久留米、西東京の3市それぞれで、市民の皆様にご情報を十分に提供し、ご説明し、ご理解を得ながら決めてまいります。柳泉園組合で行っているごみの中間処理につきまして、今後ともいっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

柳泉園組合 管理者 稲葉 三千男

＜特集＞プラスチック焼却が可能な
柳泉園クリーンポートのご紹介

柳泉園組合
ニュース特集号

柳泉園クリーンポートダイオキシン類測定結果一覧表（12年度）

測定項目 (単位) 排出基準	排出ガス (ng-TEQ/Nm ³) H13.1.15から 0.1ng			排出水 (pg-TEQ/l) H13.1.15から 10pg	焼却灰 (ng-TEQ/g) H14.12.1から 3ng	ばいじん (ng-TEQ/g) H14.12.1から 3ng	
	測定場所 測定月日	1号炉	2号炉	3号炉	工場排水	焼却灰	ばいじん
1回	8月22日	0.021	0.012	0.017	0.052	0.017	0.56
	8月23日	0.011	0.0099	0.024	0.029	0.088	0.98
2回	9月26日	0.0050	0.0071	0.025	2.5	0.083	0.61
	9月26日	0.0087	0.0051	0.025	0.77	0.032	0.79
	9月26日	0.0056	0.0041	0.022	0.76	0.070	0.84
3回	10月12日	0.0041	0.0047	0.038	0.096	0.15	0.57
4回	10月27日	0.0056	0.0043	0.013	0.014	0.29	3.5
5回	11月9日	0.0023	0.0026	0.0089	0.00018	0.099	1.0

◎可燃ごみにプラスチック類を混入させた測定は、1回・2回・4回目（色の部分）。通常の可燃ごみのみの測定は、3回・5回目です。
◎上記測定結果はコプラナーPCBsを含んだ値です。

参考1 1ng（ナノグラム）は、10億分の1グラム（10⁻⁹）の重さです。
2 1pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム（10⁻¹²）の重さです。
3 TEQは、毒性等量のこと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値です。
4 Nm³（ノルマル立方メートル）は、0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積です。

プラスチックの焼却について

平成12年7月よりクリーンポートの試運転を行い8月から通常の可燃ごみを焼却したものと、可燃ごみと不燃ごみ中のプラスチックを混入したものを焼却し、それぞれダイオキシン類測定を行いました。その結果、排出基準を下回り、混入したものと、混入していないものとの数値に大きな違いはなく、旧工場と比較しても1/50～1/100に低減されていることが確認できました。

排出基準（排出ガス）

大気汚染物質	単位	自己規制値	国の基準値
ばいじん	g/Nm ³	0.02以下	0.08以下
硫酸化物	ppm	20以下	※1,000以下
塩化水素	ppm	25以下	430以下
窒素酸化物	ppm	56以下	250以下
一酸化炭素	ppm	30以下	100以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.1以下	0.1以下

※硫酸化物の排出基準値は、その時の排出ガス量により、法律で定められた計算式で、そのつど求められますが、おおむねこの値（1,000ppm）になるという意味です。

プラスチックの焼却について

現在、柳泉園組合がもっている一般廃棄物処理基本計画において、不燃ごみ中のプラスチック類の約8割を焼却処理し、サーマルリサイクルを行う計画で新工場「柳泉園クリーンポート」の設計を行ってきました。しかし現在は埋立処分を行っています。新工場でのプラスチック焼却については、柳泉園クリーンポートの試運転中に、通常の可燃ごみを焼却したり、不燃ごみ中のプラスチックを混入して焼却したりして排出ガス中のダイオキシン類の測定を行い、柳泉園クリーンポートの機能で焼却処理が可能であると確認ができました。その結果、埋立処分場の状況、容器包装リサイクルの進捗状況、財政状況などさまざまな面から考えて、当面プラスチックの焼却がよい選択と思われます。

柳泉園クリーンポートについて市民の疑問にお答えします。

Q 新工場では、何故ダイオキシン類がとれるのですか。

A 地球上の物質は、通常、固体・液体・気体で存在していますが、物質の置かれている環境温度によってその姿を変えています。水に例えれば、0℃以下では氷という固体ですが、徐々に温度を上げて0℃（融点）になると液体となり、100℃（沸点）を超えると気体になります。ダイオキシン類の融点は196℃～485℃とされています。新工場では、減温塔で排出ガスの温度を150℃まで急速に下げることにより、気体で存在しているダイオキシン類、その他の化学物質を液体または固体にして除去します。

Q 新工場ではダイオキシン類の測定を、年に何回行うのですか。

A ダイオキシン類対策特別措置法では、焼却場の測定は年1回以上と定められています。現在は、年2回の測定を行っていますが、プラスチックの焼却を行うようになれば、年4回の測定を行い、安全性の確認をしていきます。

Q ダイオキシン類の測定は、何と何の種類について調べるのですか。

A 柳泉園クリーンポートについては、排出ガス、排出水、焼却灰、ばいじんの4種類です。その他に敷地内土壌調査も年1回行います。

Q ダイオキシン類の検査は、だれが行うのですか。

A 柳泉園組合が計量法にもとづき、環境計量士等の資格を持つ分析会社に頼んでいます。

Q 新工場は旧工場の焼却炉となんら変わらないという意見がありますが本当ですか。

A 新工場は国内でも最新式の設備です。その違いは「焼却施設の旧工場と新工場の比較表」のとおりです。

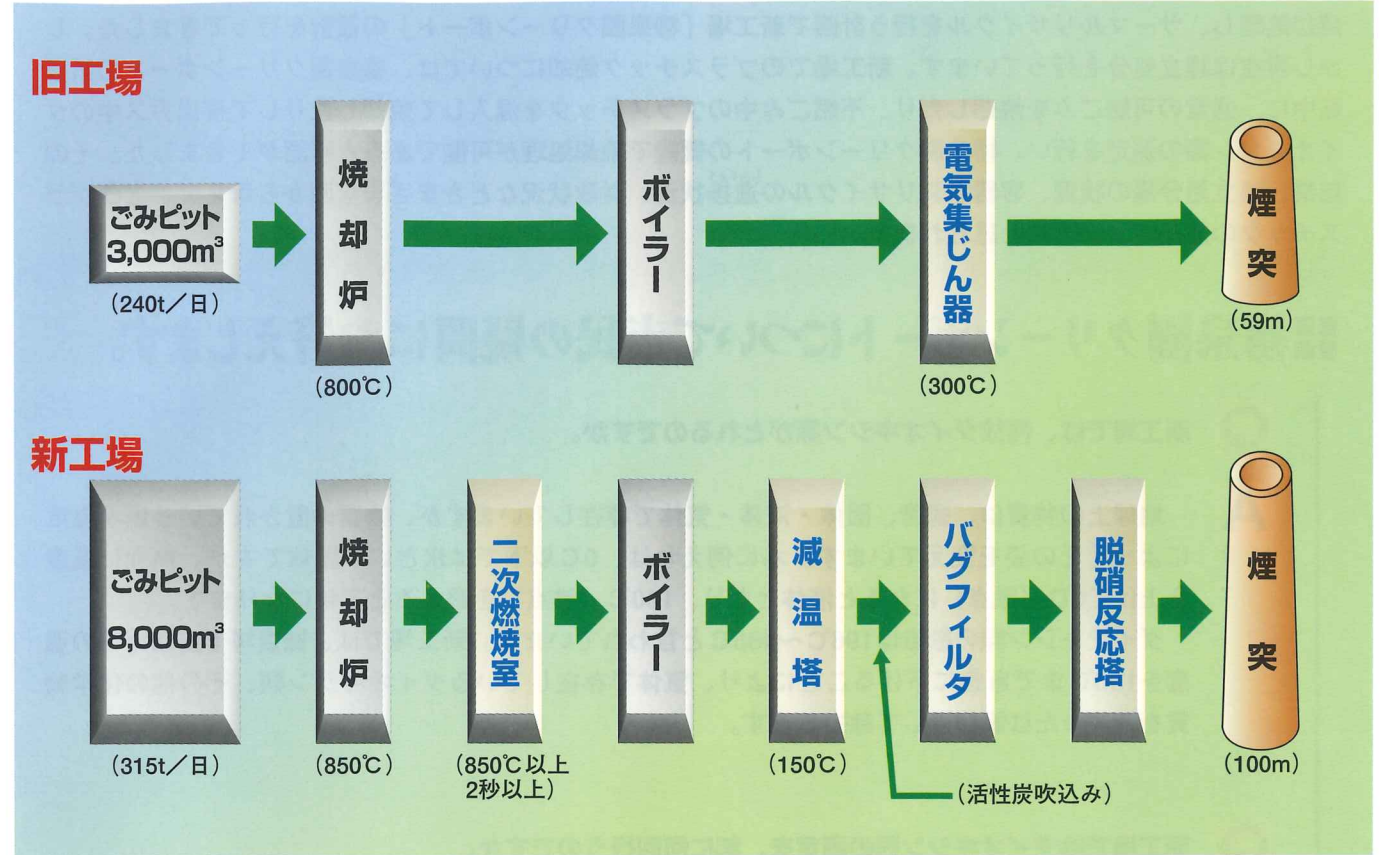
Q 新工場では、ダイオキシン類対策だけなのですか。

A 組合では、その他の汚染物質も自己規制値(排出基準の表参照)を決めて、排出をおさえています。

焼却施設の旧工場と新工場の比較表

	装置名	旧工場	新工場(クリーンポート)
ダイオキシン類発生抑制対策	ごみ投入クレーン	自動クレーンでしたが、焼却炉にごみ投入することのみを主眼とする自動でした。	コンピュータを導入した全自動クレーンにより、不完全燃焼を起こさないように、常時ごみの攪拌を行い、投入ごみの均質化を図っています。
	自動燃焼装置	自動燃焼装置はありましたが、ダイオキシン類の発生を抑制することまで考慮した装置ではありませんでした。	ごみ供給量・燃焼用空気量・火格子の移動スピード・ごみの厚さ・燃え切り点を画像処理するなど、コンピュータによる自動制御を行い、不完全燃焼を防止しています。
	二次燃焼装置	なし。	不完全燃焼を防止するため、850℃の温度で2秒以上排出ガスを滞留させて、不完全燃焼ガスを二次燃焼させています。
ダイオキシン類除去装置	集じん装置	(電気集じん器) 排出ガス温度が300℃前後のため、ダイオキシン類は気体で存在します。このため、捕捉が十分ではなかったとも考えられます。また、300℃前後でダイオキシン類が再合成されていた可能性も考えられます。	(減温塔) 排出ガスを急速に150℃まで下げて、気体で存在しているダイオキシン類を液体または固体に変化させています。 (活性炭吹込み装置) 減温塔で液体または固体に形態が変化したダイオキシン類に活性炭を噴霧して吸着させます。 (バグフィルタ) 活性炭等に吸着されたダイオキシン類をバグフィルタ(ろ過式集じん装置)で捕捉します。
	脱硝反応塔	なし。	窒素酸化物を還元する装置であり、ここに触媒装置が設置されています。ここでもダイオキシン類を分解します。

旧工場と新工場の比較図



柳泉園敷地内土壌中のダイオキシン類濃度測定結果について (12年度)

(単位:pg-TEQ/g)

土壌採取日	東側	西側	南側	北側
H12年9月13日	82	260	620	88

(参考) 前回までの測定結果

土壌採取日	東側	西側	南側	北側
H10年9月14日	28	100	360	47
H11年2月16日	69	—	180	—
H11年9月28日	61	260	320	110

ダイオキシン類対策特別措置法の環境基準は1,000pg-TEQ/g以下です。また、調査指標値は250pg-TEQ/gです。

柳泉園組合敷地内の土壌のダイオキシン類については、上表のように平成10年度より毎年分析を行ってきております。今回(平成12年度)の測定では「南側」で620pgという値を記録し、平成10年度の360pgと共に比較的高い値が測定されました。そこでこの「南側」敷地について、より詳しく状況をつかむため、面積12,000m²の敷地を13地点に分割し、平成13年1月26日(金)に試料のサンプリングを行いました。その結果が出るのは3月下旬となります。また分析結果の信頼性を高めるため、同じサンプルを分割して、別々の分析会社3社に分析依頼をしております。

また、上記のように測定値の一部は、環境庁の調査指標値250pgを超えておりますので、今後も引き続き測定を行っていく考えです。

なお、法律的に土壌の環境基準は1,000pgであり、基本的に問題はないものと考えられます。